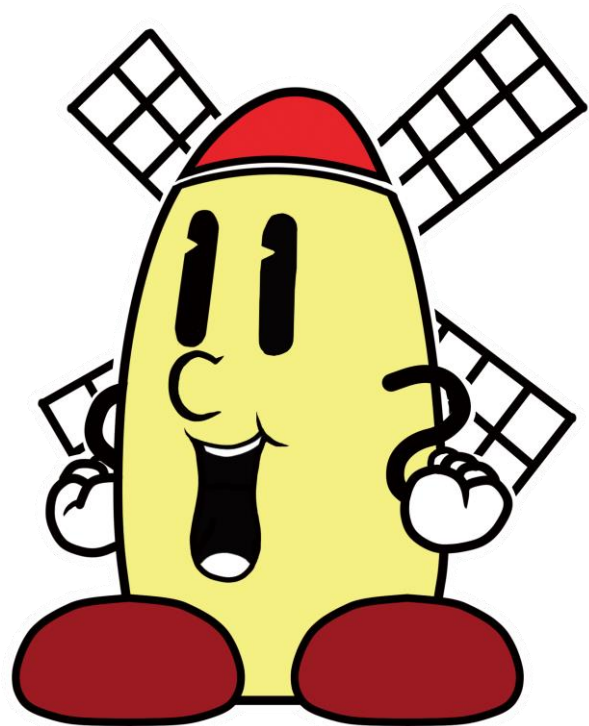


令和 6 年度

教育行政方針



松伏町教育委員会

令和6年度 教育行政方針

議長のお許しを得ましたので、本日ここに令和6年度の教育行政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものです。

はじめに、令和6年度を始期とする松伏町第6次総合振興計画が策定されることに伴い、松伏町教育行政重点施策を見直し、教育行政目標を「持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指した松伏の教育」と決めました。

学校教育については、「信頼関係に基づいた豊かな人間関係を基盤とした学校教育の推進」を重点施策としました。これは教育の原点であり、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係に基づいた豊かな人間関係をはぐくみ、それを基盤とした学校教育を推進してまいります。

その中で、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学び」の実現を目指してまいります。そのために、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない教育活動の充実と、それを支える教育環境の整備を進めてまいります。

学校教育が抱えている今日的課題として、学力の問題に加えて学校で学ぶ子供たちの多様化があります。

まず、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けており、この10年で約2倍となっています。

さらに、通常学級に在籍する小中学生の8.8%に発達障害の可能性があるとの調査結果を令和4年に文科省が発表しました。この数字は、教員への調査で医学的な裏付けがあるものではありませんが、10年前の前回調査では6.5%、20年

前の調査では6.3%でしたので、近年指導が難しい児童生徒が急増していることは間違いありません。

また、外国人児童生徒など家庭で日本語を話す頻度の低い子供が増加している傾向があり、本町でも日本語の指導が必要な児童生徒が増加しています。

また、本町の就学援助世帯の割合は近隣市町と比べても高く、経済的な困窮を背景に教育や体験の機会が乏しい状況に置かれている児童生徒の存在があります。

生徒指導上の課題としては、不登校児童生徒の増加、いじめの認知件数や暴力行為の増加があげられます。この内いじめの認知件数については、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解決に向けた取組を行っていると考えています。暴力行為についても同様に小さなものも暴力行為と捉え丁寧に指導していると考えています。

しかし、不登校については誰一人取り残されない学びの保障に向けた新たな不登校対策が求められています。学校を「みんなが安心して学べる」場所にする、不登校の児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること等の取組を進めていきたいと考えています。

毎日の授業についても、黒板とチョークによる一斉授業だけでは既に限界であり、一人一台のタブレット端末をはじめとするICTの活用は必要不可欠であると考えています。多様な子供たちへの対応を進めるためにも、一人一台のタブレット端末のより効果的な活用を目指した整備を計画的に進めてまいります。

また、保・幼・小の連携のみならず、小学校教育6年間、中学校教育3年間をそれぞれの考えで教育活動を進めるのではなく、小中学校がしっかりと連携し義務教育9年間で子供を育てていく必要があります。

そして、学校と保護者、地域が一体となって子供たちを育てていくことが重要であると考えています。

また、学校教育の課題の一つとして教職員の働き方改革が挙げられます。これまで日本型学校教育が世界に誇るべき成果を挙げることができたのは、子供たちのためであればと勤務時間を越えてもなお献身的に努力する教師の存在がありました。しかし現在、時代の変化に併せ、教師の適正な勤務が求められています。本町では、学校における働き方改革については、教員の仕事を減らし在校時間を減らすことのみを目指すのではなく、教員が職責を果たし児童生徒の成長につながる働き方改革でなくてはならないと考えています。教育委員会は、教職の魅力を低下させることなく働き甲斐を高めるという視点に立ち働き方改革を推進してまいります。

次に本町では、いつでも、だれでも、どこでも学べる生涯学習社会を構築してきました。人生100年時代を迎え、生涯学習、社会教育、文化振興、文化財保護・町史編さん、社会体育などそれぞれの事業において、町民一人ひとりが主体的に活動し、充実した生活ができるよう施策を行ってまいります。

特に、音響効果により日本の代表的なホールとして高い評価を得ているクラシック音楽専用ホール「田園ホール・エローラ」を中心とし、「音楽によるまちづくり」を推進してまいります。

本町は、緑に恵まれた自然豊かな農村集落として多くの文化財が継承されてきました。これらを調査・研究し、本町の歴史を解明しながら、さらに後世に継承する事業も進めてまいります。

そして老朽化している各施設・設備については、利用者が安全・安心に利用できるよう、計画的に更新してまいります。

それでは、以下、教育行政重点施策における教育行政目標に沿って主な施策を申し上げます。

まず、重点施策1 信頼関係に基づいた豊かな人間関係を基盤とした学校教育の推進について申し上げます。

確かな学力の育成と創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進については、基礎学力の向上を目指し、「松伏町学力向上プラン」における6つの視点に基づいた取組を進めてまいります。また、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、基本となる1単位時間の学習の流れを示した「松伏授業プラン」に基づいた指導を徹底してまいります。そして、基礎学力向上の効果を検証するとともに、児童生徒の経年変化などを把握し、学習指導の工夫改善に活用するため、「松伏町学力テスト」を実施してまいります。さらに、埼玉県学力・学習状況調査は令和6年度から、全国学力・学習状況調査は令和7年度以降、順次タブレット端末を活用したC B T調査への移行が予定されており、タブレット端末の操作技術向上にも継続して取り組む必要があります。令和6年度においても引き続きI C T支援員を配置し、タブレット端末を用いた様々な取組に対して必要な支援を行ってまいります。加えて、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、全小中学校に教育支援員を配置するとともに、国際理解教育の推進のため、小中学校へ語学指導助手(A L T)を配置します。小学校にはA L Tと教師を補助する日本人英語指導助手(J A E T)を配置し、小学校における英語活動を推進します。そのほか、参加した児童から毎年好評をいただいている、小学校5年生を対象とした大学教員による科学教室を令和6年度も実施し、理科に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図ってまいります。また、高校受験を控えた中学校3年生を対象とした中学生学習支

援教室についても継続して実施し、大学生などの学習支援員から適切なサポートを受けられる学習機会を提供いたします。そして、特色ある教育活動推進事業交付金を各学校へ交付し、児童生徒や地域の実態に応じた特色ある学校づくりの推進を支援してまいります。

体験活動を重視した豊かな人間性を育てる教育の推進については、道徳の授業を核として、学校教育活動と関連付けた人間としての生き方を学ぶ教育を推進します。また、各学校における校外活動や文化的活動、体育的活動、地域住民との交流などを実施することで、体験活動の充実を図ってまいります。

健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進については、主体的に運動できる児童生徒の育成を目指し、新体力テストの結果分析及び具体的な達成目標の設定など、体力向上に向けた取組を行ってまいります。体力向上推進委員会において研究協力校を委嘱し、授業研究や体力向上に向けた具体的な取組について調査研究を進めてまいります。学校給食については、近年の急激な物価上昇に伴う食材料費の高騰に対応するため、令和6年度から学校給食費を改定いたします。安全・安心でおいしい給食を安定的に提供するために必要な改定ではございますが、令和6年度においては、学校給食費の改定に伴う保護者の皆様の経済的負担を軽減するため、国の臨時交付金を活用し、児童生徒一人当たり1万2千円分の学校給食費を無償化いたします。また、従前より取り組んでいる「セレクト給食」、「卒業お祝い献立」、「お楽しみ献立」を引き続き展開するなど、給食への興味を深めるとともに、行事食や郷土食、埼玉県推奨米「彩のきずな」をはじめとする地元の農産物や特産品を活用した献立づくりを推進してまいります。特に、農産物については、毎月食育の日に地元野菜を優先的に使用した献立づくりを行い、地産地消を推進してまいります。給食の献立や栄養については、「ほほえみだより」を発行し、食育の啓発を図る

と同時に、小中学校で食育の指導を実施してまいります。併せて、令和5年度において設計業務を実施した給食センターの空調設備改修については、令和6年度に工事を実施し、給食センター施設の環境改善に取り組んでまいります。

多様なニーズに対応し、誰一人取り残さない教育の推進については、まず、特別支援教育について一層の充実を図ります。令和5年度において町内初の発達障害・情緒障害通級指導教室、通称「にじいろ教室」を松伏第二小学校に設置いたしましたが、さらなるニーズの高まりに対応するため、令和6年度から松伏小学校においても発達障害・情緒障害通級指導教室を設置し、必要な施設整備を行ってまいります。加えて、平成30年度から松伏小学校に設置している難聴・言語障害通級指導教室、通称「ことばの教室」については、教室の改修工事を実施いたします。防音効果をさらに高める工事に加え、指導が行いやすい広さとなるよう教室内のスペースを分割するなど、より一層適切な指導が実施できる環境を整備いたします。教育相談体制については、引き続き適応指導教室、通称「ひだまり」に教育相談員を、各中学校に学校生活相談員を配置し、県の配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、個々の児童生徒の実態に応じた適切な支援を進めてまいります。さらに令和6年度においては、近年必要性が高まっているスペシャルサポートルームについて、各小学校への設置に向けて必要な準備を進めてまいります。また、令和5年度からの新たな取組として開催した、不登校の子を持つ保護者が集う「ひだまりの会」について、保護者のニーズに沿った有意義な会となるよう継続して開催してまいります。

学校・家庭・地域・関係機関が連携した開かれた学校づくりの推進については、引き続き保・幼・小連絡協議会を中心として各小学校と保育所、保育園、認定こども園、幼稚園が連携を密にし、幼児教育から小学校教育への円滑な学びの接続に取

り組みます。

地域に信頼される学校運営と教職員の資質向上については、各学校に設置している学校運営協議会を最大限活用し、学校と保護者、地域が一体となった「地域とともにある学校づくり」に向けた取組を積極的に進めてまいります。また、組織的・継続的な学校運営の改善に取り組むため、「松伏町学校評価ガイドライン」に沿って実施する学校評価を有効に活用します。また、教職員の資質向上のため、令和5年度に引き続き全教職員を対象とした教育委員会主催研修を実施するほか、各種研修会を計画的に実施し、教科指導はもとより、よりよい学級経営の方法や生徒指導、教育相談、教育公務員としての服务等、教職員として必要不可欠な資質能力の向上に向け、指導を実施してまいります。

児童生徒の命を大切にする学習環境及び施設設備の充実については、近年発生している様々な災害をふまえ、各学校において適切に避難訓練を実施するなど、防災教育の推進に取り組んでまいります。また、安全な学校運営のため、継続して必要な施設整備や修繕を進めてまいります。特に令和6年度においては、老朽化している全小中学校の防犯カメラ更新工事を実施いたします。全国的に学校への侵入事件などが発生している状況をふまえ、各学校の安全対策強化に努めてまいります。

自他の生命と人権を尊重する教育の推進については、何よりも「命を大切にする教育」を徹底してまいります。学校を中心とした関係諸機関と連携した相談体制の充実に取り組むとともに、令和5年度からの新たな取組である、タブレット端末を用いた「今日のこころの天気」を最大限活用し、児童生徒の日々の小さな心の変化もいち早く確認できるよう取り組んでまいります。また、「松伏町いじめの防止等のための基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消に取り組むとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策調査委員

会」を開催し、関係機関との連携を密にし、いじめ防止のための対策について検討を進めてまいります。

地域の課題に応じた特色ある教育活動の推進については、小規模特認校である金杉小学校において、引き続き英語に重点を置いた教育活動を進めるとともに、教育支援員を手厚く配置し、少人数による教育の良さを活かしつつ、学習や生活に対しきめ細かな指導を実施してまいります。また、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、部活動外部指導者報償金の予算額を増額し、より多くの外部指導者に指導を行っていただけるよう取り組むとともに、引き続き円滑な移行に向けた調査研究を進めてまいります。

教育DXの推進については、一人一台のタブレット端末を最大限に有効活用できるように、児童生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。併せて、教職員についてもICT機器を活用した指導力向上に取り組むほか、令和6年度においては、小学校における校務系パソコンの入替えを実施いたします。今後、校務系システムの利活用をさらに促進し、教職員の業務改善や働き方改革に繋げるよう努めてまいります。

次に、重点施策2 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進について申し上げます。

生涯学習施策の推進については、学習機会の充実を図るため、「いつでも、だれでも、どこでも」を合言葉とした「まつぶし出前講座」や、埼玉県立大学や文教大学等との連携による「子ども大学こしがや・まつぶし」を継続して実施します。

また、町民の自主的な生涯学習の参画を促すため「文化のまちづくり実行委員会」への助成金を拡充するとともに「ミニまつぶし」を実施し、町民との協働で「子ども

も主役」をテーマにした各種事業を実施することにより、人材の育成及び発掘並びに子供たち等へ郷土愛の醸成に繋げてまいります。

次に、重点施策3 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進について申し上げます。

本町が誇る音楽ホール「田園ホール・エローラ」を中心とした音楽によるまちづくりの推進を図るため、エローラ運営委員会においてコロナ禍前の事業数を展開いたします。文化芸術の鑑賞機会の提供を図るため、ホールの特性を活かしたコンサートを開催してまいります。また、中学校生活の思い出作りや豊かな感情・感性を育てる教育（情操教育）などを目的に、中学校を卒業する3年生に向けた本格的なクラシックコンサートも引き続き開催いたします。

文化・芸術活動の充実については、町民の皆様の文化・芸術活動の成果を発表する機会の提供として中央公民館を会場とした「町民文化祭」や多世代交流学習館を会場とした「メロディー祭（まつり）」を開催いたします。

社会教育関係団体の支援については、「子ども会育成会連絡協議会」、「ジュニアリーダー連絡協議会」、「PTA 連合会」、「文化協会」に対して助成金を交付するとともに、各種団体と連携をしながら運営の支援を行ってまいります。

また、文化活動において全国大会などに出場する個人や団体に対し、文化推進奨励金を引き続き交付し、文化活動の更なる活躍を応援してまいります。

公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実については、町民の皆様が楽しく学べる各種講座や教室を中央公民館及び多世代交流学習館において開催してまいります。

多世代交流学習館においては、学校教員を経験したコーディネーターを配置し、

その経験を活かした講座、教室を学校と連携し、引き続き実施してまいります。

令和4年度に刊行した「偉人マンガ」については、学校教育と連携して、小学4年生の社会科の授業において活用し、郷土愛の醸成に繋げてまいります。

家庭教育の推進については、小中学校のPTAと連携し、家庭教育講座や役員研修会を開催いたします。また、小学校においては就学時健康診断、中学校においては入学説明会で、保護者を対象とした講演会の開催及び啓発紙を配布し、家庭教育の重要性を認識していただくよう推進・啓発を図ってまいります。

青少年教育の推進については、ジュニアリーダーの育成を図るとともに、すこやか子育て課と連携して、青少年が健全に成長できるよう啓発活動を行います。また、金杉小学校では、放課後の安心安全な活動を充実させるため、学習活動や日頃行う事がない体験を地域の方々の協力を得て活動する放課後子ども教室において実施してまいります。

人権教育・啓発の推進については、「松伏町人権施策推進指針」及び「松伏町同和教育の基本方針」に基づき、人権問題の正しい理解と認識を深めるため、人権セミナーを開催いたします。また、関係機関と連携をしながら、各種事業を実施するとともに、様々な差別の解消を図るため啓発活動を実施してまいります。

中央公民館及び多世代交流学習館の図書室については、新たな図書を購入するほか町民の皆様に読み終えた本の寄贈を募るなどし、充実を図ってまいります。

さらに、古くなった図書の再活用として、町内小中学校への提供、放課後児童クラブを対象とした巡回図書などの事業を引き続き実施し、町民の皆様が本と触れあえる機会の提供に努めてまいります。

また、自宅等からインターネットを經由した蔵書の確認や図書予約ができるよう、中央公民館及び多世代交流学習館の図書システムを更新することにより、利便性向

上を図ります。

多世代交流学習館においては、様々な世代の方々の交流の場としてサロン事業「メロディーカフェ」及び「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開催し、地域コミュニティの場として提供してまいります。学校の部活動やサークルの発表の場としてのミニコンサートを実施し、サロン事業の充実を図ってまいります。

次に、重点施策4 歴史・文化の保存と継承について申し上げます。

本町の歴史や文化を後世に継承するため、町史の調査及び研究を引き続き進めてまいります。令和6年度は、昨年度に刊行した「町史 文化財編 石造物・絵馬・指定文化財」に続き8巻目となります「通史編」を刊行いたします。また、各部会では、令和8年度刊行予定の通史編ダイジェスト版（仮称）に向けて引き続き調査・研究及び執筆を進めてまいります。

文化財の調査及び保護については、文化財保護審議委員会を開催し、新指定文化財候補の選定を行う他、埋蔵文化財を整理し、発掘調査報告書の刊行を進めてまいります。

また、文化財の普及・啓発については、本町の歴史に対する理解や郷土愛の醸成のため、一般向けや子供向けの歴史講座を実施するとともに、関係機関と連携した事業を進めてまいります。

次に、重点施策5 スポーツ健康都市づくりの推進について申し上げます。

生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実については、プロのチーム又はプロ選手等を講師に招き、スポーツ教室等を開催します。一流のプレーや指導に触れ、通常の練習では経験することのできない機会を作り、子供たちの笑顔と頑

張る姿が見られるような事業を実施することで、自分の夢に向かって動き出すきっかけや一層スポーツが好きになるきっかけを作ります。また、体力向上と健康増進を図るため、プールを活用した教室やウォーキング事業を実施します。また、令和6年度の新春ロードレース大会については、半世紀となる第50回の記念大会となることから助成金も拡充し、記録にも記憶にも残る大会を目指します。

スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発については、子供から高齢者まで生涯を通して、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動を日常的に楽しめるように、スポーツ推進委員が定期的を開催している「気楽に遊び体（たい）」で、気軽にスポーツを楽しめる環境に取り組んでまいります。

人材の発掘・育成・活用の充実については、スポーツ活動の指導者であるスポーツ推進委員の新たな人材発掘に努めるとともに、研修参加に対して支援を行ってまいります。

スポーツ・レクリエーション団体の支援については、「スポーツ協会」、「スポーツ少年団」へ助成金を拡充するとともに、「総合型地域スポーツクラブ」に対しても引き続き助成金を交付することにより、各種団体と連携をしながら運営の支援を行ってまいります。

また、スポーツ活動において全国大会などに出場する個人や団体に対し、スポーツ推進奨励金を引き続き交付し、スポーツ活動の更なる活躍を応援してまいります。

スポーツ施設の充実については、B & G海洋センター、町営運動場、学校体育施設を多くの方にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めます。

また、B & G海洋センター内にあるトレーニングルームの機器については、老朽化している機器を更新することにより、町民の皆様に快適な環境でご利用いただけるよう日々点検等を行い、施設・設備の充実に努めてまいります。

今後も、教育行政の公正かつ適正な運営に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和6年度の教育行政方針といたします。

ありがとうございました。